

加高地第445号
令和8年6月8日

各地域包括支援センター管理者 様
各指定居宅介護支援事業所代表者 様
各指定介護予防・日常生活支援総合事業所代表者 様

加古川市高齢者支援課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
介護予防・日常生活支援総合事業に関し、令和8年6月の介護報酬改定等に伴い、単位数を一部改定しました。

つきましては下記のとおりサービスコード表を作成しましたのでお知らせいたします。
なお、主な改定内容は以下のとおりです。

記

1 改定概要

- ・ 処遇改善加算の対象を介護職員のみから介護従事者に拡充
- ・ 処遇改善加算の対象外だった居宅介護支援等に処遇改善加算を新設

2 対象サービス

- ・ 介護予防型訪問サービス（従前相当サービスおよび緩和した基準によるサービス）
- ・ 介護予防型通所サービス（従前相当サービスおよび緩和した基準によるサービス）
- ・ 介護予防ケアマネジメント

3 適用開始日

令和8年6月サービス提供分より

4 サービスコード表・単位数表マスタ掲載場所

トップページ > キーワード検索 > 組織から探す > 福祉部 > 高齢者支援課 > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ > 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード表・単位数表マスタ・Q&A

※単位数表マスタについては、現在準備中です。（6月下旬に掲載予定）

【問合せ先】

加古川市 高齢者支援課／地域包括ケア係

TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063

E-mail: kourei@city.kakogawa.lg.jp